

情報公開条例施行規則の一部改正について

当市では、公文書公開請求により求められた公文書が存在しない場合（もともと作成していない、保存年限経過により廃棄済など）は、文書不存在による非公開決定を行い、東村山市公文書非公開決定通知書(第4号様式)により請求者に通知している。

しかし、「文書不存在時は非公開決定通知書により通知する」とは情報公開条例、施行規則のいずれにも記載していないため、公開請求者から「『公文書は存在するが非公開情報に該当するため公開できない』という時に使うのが非公開決定通知書であり、文書不存在時に使うのは間違いではないか？」と疑問を持たれることが時々あった。そこで、文書不存在時も非公開決定通知書により通知する旨を施行規則に明記したものである。

国の行政機関情報公開法や東京都情報公開条例にも同様の明記があることを参考にしている。

(1) 変更箇所

施行規則第4条第3号中「公文書の公開をしない場合」の後ろに「(公開請求に係る公文書を保管していない場合を含む。)」を加えた。

改正後の東村山市情報公開条例施行規則

(公開の決定通知等)

第4条 条例第12条第1項に規定する決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 公文書を公開する場合 東村山市公文書公開決定通知書(第2号様式)
- (2) 公文書を部分公開する場合 東村山市公文書部分公開決定通知書(第3号様式)
- (3) 公文書を公開しない場合 (公開請求に係る公文書を保管していない場合を含む。) 東村山市公文書非公開決定通知書(第4号様式)
- (4) 公文書の存否応答を拒否する場合 東村山市公文書存否応答拒否通知書(第5号様式)

(2) 変更理由

公文書公開請求に係る公文書が存在しないときは、東村山市公文書非公開決定通知書(第4号様式)により通知を行うということを明確にするため。

(3) 施行日

平成25年11月28日

参 考

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

○東京都情報公開条例

(開示請求に対する決定等)

第十一条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。